

一般財団法人かき研究所 定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人かき研究所という。

(事務所)

第 2 条 この法人の主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、人と水環境と水産生物の調和の実現を理念とし、かきを中心とする各種水産物の試験研究、並びにかきの研究、生産及びその利用に係わるすべての人々の関係構築を図る活動を行い、もって広く学術・産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) かきなど二枚貝類をモデル生物とした試験研究
- (2) 研究者・技術者等の指導育成及び研修会の開催
- (3) かきに関する研究を行う大学・試験研究機関等の若手研究者に対する研究助成
- (4) かき産業・食文化に係わる国際シンポジウム・地域フォーラム等の開催並びに開催支援
- (5) 水産養殖に関する調査研究等の受託及び協力
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種類別)

第 5 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、この法人は適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分する場合には、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めにより公告しなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員10名以上20名以内を置く。

(選任及び解任等)

第 1 2 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(権限)

第 1 3 条 評議員は、評議員会を構成し、第 1 6 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第 1 4 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 1 1 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 1 5 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成及び権限)

第 1 6 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1)理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任

(2)役員報酬等及び支給基準

(3)定款の変更

(4)事業報告及び決算の承認

(5)残余財産の処分

(6)前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、評議員会においては、第 1 9 条第 1 項の評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合には、開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第21条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の決議には、議長は加わることができない。ただし、会議の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 役員の一部免除

- (3)定款の変更
- (4)事業の全部又は一部の譲渡
- (5)合併契約の承認

(決議の省略)

第23条 理事長が、評議員会の目的である事項につき提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第6章 役員

(種類及び定数)

第25条 この法人には、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上7名以内
 - (2)監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事以外の理事1名を執行理事とすることができる。

(選任等)

第26条 役員は、評議員会の決議により選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、理事長とする。
- 4 第2項で選任された執行理事は、常務理事とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、その他法令で定めるところにより、職務を行う。

(任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第30条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議により、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第31条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができ

る。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(責任の免除又は限定)

第32条 この法人は、役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(設置)

第33条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選任及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第32条第1項の役員の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(開催)

第35条 理事会は、毎事業年度2回以上開催するほか、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法令の定めるところにより、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第1項第3号により理事が招集する場合及び前条第1項第4号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第38条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議には、議長は加わることができない。ただし、会議の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議の省略)

第40条 理事長が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限り

ではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第12条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第44条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第45条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体をこの法人の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定めるものとする。

第10章 情報公開等

(備付帳簿および書類等)

第46条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1)定款
- (2)理事、監事及び評議員の名簿
- (3)理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (4)事業計画書及び収支予算書
- (5)事業報告書及び計算書類等
- (6)その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

(公告)

第47条 この法人の公告方法は、電子公告によるものとする。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第48条 この法人に事務局を設置し、所要の職員を置く。

- 2 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款の変更は、一般社団法人・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において準用する同法第106条第1項に定める法人の設立の登記

の日から施行する。

2 一般社団法人・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は森 勝義、執行理事は高橋計介とする。

4 この法人の最初の理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事	飯島敏夫	臼井賢志	梶塚善弘	菊地利裕	高橋計介
	森 勝義	山谷知行			
監事	鈴木 徹				